

令和3年度 第1回 菰野町入札監視委員会 議事概要

開催日及び開催場所	令和3年10月12日 庁舎3階 303会議室
出席者氏名	委員 長 山本 哲士 委員 澤田 博 委員 武藤 隆夫
審議対象期間	令和3年3月18日 ~ 令和3年8月31日
抽出案件	4件
報告事項	○発注工事について ○指名停止等の運用状況について
審議事項	○抽出事案について <ul style="list-style-type: none"> ・菰野町保健福祉センターけやき屋上防水改修工事 ・特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事3-9工区 ・ライフライン機能強化事業 遠方監視装置更新工事 ・菰野町清掃センター 1号炉空気予熱器更新工事
質問・意見	<p>1 発注工事及び指名停止等の運用状況について</p> <p>(契約状況について)</p> <p>(指名停止等の運用状況について)</p> <p>委員：菰野町発注業務での指名停止案件において適切な履行が確認できなかったようですが、具体的な内容を説明してください。</p> <p>事務局：本業務の履行に伴い提出されるべき報告書や写真等が提出されていない状態が続いていました。受注者に対し、場合によっては契約解除を行う可能性がある旨も伝えながら必要書類の提出を催促してきましたが、こちらの求める業務を履行したことを確認できる状態には至っていません。</p> <p>委員：業務委託を発注する際、指名業者の事前審査は行っているのですか。</p> <p>事務局：庁舎内の会議にて指名業者の検討を事前に行っています。本案件は宿日直業務、警備業務、庁舎設備点検業務など各種業務を組み合わせた発注となっていることから、これらの業務の履行が可能である業者について検討を行ったものです。</p> <p>委員：発注した業務内容は全く履行されていないのでしょうか。</p> <p>事務局：宿日直業務、警備業務については履行が確認されています。主に、庁舎設備点検業務について履行が確認されておらず、報告書や写真による報告が不十分であったことから、客観的に履行が確認できない状態でした。</p> <p>委員：契約解除から再発注までの間、どのように各業務を実施されたのですか。</p> <p>事務局：警備業務及び庁舎施設点検業務は菰野町において同業務の履行実績がある業者に委託し、宿日直業務については職員が対応しています。この期間中に同業務の入札を執行したうえで再発注し、本年10月より業務を開始しています。</p> <p>委員：本案件に関して係争は発生していませんか。</p>

事務局：発生していません。

委員：契約解除に伴い損害賠償請求は行っていますか。

事務局：本案件に関する損害賠償については、本案件の契約時に締結された履行保証保険（契約保証）を利用し、既に対応済みです。

2 抽出事案について

（菰野町保健福祉センターけやき屋上防水改修工事）

委員：当該施設の竣工はいつですか。

担当課：当該施設は平成 11 年 2 月に竣工しており、竣工以来、大規模改修の実績はありません。

委員：本工事の㎡あたりの施工単価はいくらですか。

担当課：設計金額ベースで 8,770 円/㎡となります。

（特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事3-9工区）

委員：菰野町において下水道はどの程度整備されているのでしょうか。

事務局：旧村単位の 5 地区のうち 4 地区では概ね完了しており、全体の 7 割程度が整備済みとなっています。

委員：すべて最低制限価格での応札ですが、他の入札においてもこのような傾向が見受けられるのでしょうか。

事務局：現状、最低制限価格で応札されることは多いですが、入札参加者を多く確保できている現状（多い時には 40 者程度）を踏まえると、一定程度の競争性がはたらいっていると考えています。

委員：現行の制度は適切に運用されているのでしょうか。

事務局：菰野町では国の公契連モデルを活用しており、一定の基準を満たした制度運用をおこなっていると考えています。

委員：予定価格を事後公表とした場合、価格漏洩等の危険性も想定されます。最低制限価格付近での応札が多い状況はやむを得ない部分もあると考えられますが、現行制度の運用検討は引き続き行っていただきますようお願いいたします。

（ライフライン機能強化事業 遠方監視装置更新工事）

委員：官公庁での施工実績を条件としている理由を教えてください。

担当課：水道関連施設では緊急対応も想定されることから、官公庁における受注実績を条件としています。なお、ライフライン関連施設の工事については、緊急時の対応を想定した場合に、施工実績の無い施設への新規参入が難しい傾向にあると考えられます。

委員：工事概要や発注条件を鑑みると、随意契約での発注も可能だったのではないのでしょうか。

事務局：工事内容や施設管理の観点からも参加可能業者がそこまで多くないのですが、一方で履行可能な業者が 1 者しかいないという訳ではないので、随意契約によりがたいと考えます。よって、一般競争入札による発注が適切で

	<p>あると考えています。</p> <p>委員：官公庁での受注実績はこのような工事の場合必要な条件であるということでしょうか。</p> <p>担当課：長期的なライフライン関連施設の管理という観点から必要であり、官公庁の受注実績は今後の発注においても考慮していきたいと考えています。</p> <p>(菰野町清掃センター 1号炉空気予熱器更新工事)</p> <p>委員：「クリーンなガス」とはどういったものでしょうか。</p> <p>担当課：有害性をより排除したガス、粉塵を指しています。適切に施設整備を進めていくことで、その有害性の排除に努めているところです。</p> <p>事務局：ダイオキシンの発生には一定の温度条件等があることから、当該工事では、適切な温度にて焼却業務が実施できるよう整備するものです。</p> <p>委員：清掃センター関連工事は他にも発注されているようですが、まとめて発注することはできないのでしょうか。</p> <p>担当課：施設の運転を妨げないよう、運転状況が落ち着く頃に整備可能箇所の工事を発注する必要があり、施工時期を一定程度調整する必要があることから、まとめて発注することは難しいです。</p> <p>2. その他</p> <p>委員：静岡県熱海市において法面崩壊が発生していたが、菰野町では法面の調査等行っていないのでしょうか。</p> <p>事務局：法面の独自調査等はありませんが、建設工事において発生する残土の処分については、各工事の担当者がそれぞれ処分状況を確認しています。</p> <p>事務局：不審な残土に関する通報があればパトロール等を実施することもあります。が、現状そういった状況は確認されていません。</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表、入札方式別発注工事一覧表、指名停止等の運用状況一覧表 ・各抽出事案の競争入札結果表、工事台帳、施工場所位置図